



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県立芸術大学学則の一部を改正する規則（文化振興課） 1

告 示

- 海岸保全区域の指定（農村整備課） 2
- 海岸保全区域の指定の廃止（農村整備課） 2
- 海岸保全区域の指定（漁港漁場課） 2
- 海岸保全区域の指定の廃止（漁港漁場課） 3
- 海岸保全区域のうち漁港管理者が管理する区域の指定（漁港漁場課） 4
- 県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課） 4
- 都市計画事業の変更の認可（道路街路課） 5

議会事項

- 沖縄県議会事務局規程の一部を改正する訓令 5
- 沖縄県議会史編さん嘱託員設置規程を廃止する訓令 5
- 沖縄県議会史編さん委員会規程を廃止する訓令 5
- 議会庁舎庁務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令 6
- 沖縄県議会図書室業務嘱託員設置規程及び議会運営業務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令 6

教育委員会事項

- 指定技能教育施設における連携科目等の追加指定 7

規 則

沖縄県立芸術大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第 8 号

沖縄県立芸術大学学則の一部を改正する規則

沖縄県立芸術大学学則（昭和61年沖縄県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項を削る。

第26条の 3 第 2 項中「前条」を「前条第 2 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。次条及び第26条の 5 において同じ。）」に改める。

第26条の 4 第 3 項中「本学において修得した単位以外のものについては、」を「第26条の 2 第 2 項の規定により本学において修得したものとみなすことができる単位数及び前条第 1 項の規定により与えることのできる単位数と」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（休学期間中の授業科目の履修等）

第26条の 5 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、当該学部教授会の議を経て、本学に復学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、第26条の 2 第 2 項の規定により本学において修得したものとみなすことができる単位数、第26条の 3 第 1 項の規定により与えることのできる単位数

並びに前条第1項の規定により本学において修得したものとみなすことができる単位数及び同条第2項の規定により与えることのできる単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

告 示

沖縄県告示157号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県農林水産部農村整備課及び沖縄県北部農林水産振興センター農業水産整備課において縦覧に供する。

平成26年3月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

海岸の名称			指定区域
沿岸名	海岸名	地区海岸名	
琉球諸島沿岸	伊是名海岸	伊是名地区海岸	基点1から基点6までを順次に直線で結んだ線、補助点1から補助点5までを順次に直線で結んだ線、基点1と補助点1を直線で結んだ線及び基点6と補助点5を直線で結んだ線によって囲まれた区域（保安林区域を除く。） 基点1 一等三角点（字1）伊是名島（北緯26度55分10秒6177、東経127度56分38秒9132秒）から261度18分08秒1667.81メートルの地点 基点2 基点1から49度30分00秒37.72メートルの地点 基点3 基点2から295度32分15秒199.49メートルの地点 基点4 基点3から272度52分22秒279.35メートルの地点 基点5 基点4から310度51分54秒117.69メートルの地点 基点6 基点5から338度09分51秒309.18メートルの地点 補助点1 基点1から35度30分54秒65.76メートルの地点 補助点2 補助点1から51度44分57秒92.00メートルの地点 補助点3 補助点2から143度40分07秒94.31メートルの地点 補助点4 補助点3から95度05分57秒326.29メートルの地点 補助点5 補助点4から127度32分09秒533.44メートルの地点

沖縄県告示第158号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、昭和48年沖縄県告示第343号で指定した海岸保全区域の指定を次のとおり廃止する。

平成26年3月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

海岸の名称			指定廃止区域
沿岸名	海岸名	地区海岸名	
琉球諸島	沖縄群島	伊是名村 伊是名	伊是名村シッサ原3364番地の14から 伊是名村シノコジ原336番地の14まで

沖縄県告示第159号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。
 なお、関係図面は、沖縄県農林水産部漁港漁場課及び沖縄県北部農林水産振興センターにおいて縦覧に供する。

平成26年 3月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

海岸の名称			指定区域
沿岸名	海岸名	地区海岸名	
琉球諸島沿岸	伊是名漁港海岸	伊是名漁港海岸	基点1から基点8までを順次に直線で結んだ線、補助点1から補助点6までを順次に直線で結んだ線、基点1と補助点1を直線で結んだ線及び基点8と補助点6を直線で結んだ線によって囲まれた区域（保安林区域を除く。） 基点1 一等三角点（字1）伊是名島（北緯26度55分10秒6177、東経127度56分38秒9132）から237度32分20秒1028.49メートルの地点 基点2 基点1から267度27分50秒139.55メートルの地点 基点3 基点2から257度52分32秒119.47メートルの地点 基点4 基点3から237度42分17秒144.70メートルの地点 基点5 基点4から273度58分38秒140.91メートルの地点 基点6 基点5から330度04分55秒364.56メートルの地点 基点7 基点6から316度52分42秒89.90メートルの地点 基点8 基点7から312度40分34秒25.11、メートルの地点 補助点1 基点1から174度06分52秒224.09メートルの地点 補助点2 補助点1から259度09分26秒509.77メートルの地点 補助点3 補助点2から287度25分54秒334.13メートルの地点 補助点4 補助点3から326度25分36秒380.40メートルの地点 補助点5 補助点4から51度44分55秒147.15メートルの地点 補助点6 補助点5から51度44分57秒92.00メートルの地点

沖縄県告示第160号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、昭和50年沖縄県告示第194号で指定した海岸保全区域の指定を次のとおり廃止する。

平成26年 3月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

海岸の名称			指定廃止区域
沿岸名	海岸名	地区海岸名	
琉球諸島沿岸	伊是名漁港海岸	伊是名漁港海岸	海岸保全区域 伊是名村字伊是名631番地の南角の地点（イ点）、同字633番地の北角の地点（ロ点）、同字643番地の北角の地点（ハ点）、同字3504-7番地の東角の地点（ニ点）、同字3504-42番地の西角の地点（ホ点）、同字3504-104番地の南角の地点（ヘ点）、同字3504-78番地の南角の地点（ト点）、同字3504-81番地の西角の地点（チ点）、チ点から326度208メートルの地点（リ点）、リ点から215度100メートルの点（ヌ点）、ト点から207度92メートルの点（ル点）、ヘ点から180度100メートルの点（ワ点）、ニ点から180度100メートルの点（カ点）、イ点から184度120

			メートルの点（タ点）、タ点から270度50メートルの点（ヨ点）、 イ点、ロ点、ハ点、ニ点、ホ点、ヘ点、ト点、チ点、 リ点、ヌ点、ル点、ヲ点、ワ点、カ点、ヨ点、タ点、イ 点を順次に結んだ線により囲まれた区域 (保安林区域を除く)
--	--	--	---

沖縄県告示第161号

海岸法（昭和31年法律第101号）第5条第4項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち、漁港管理者の長である伊是名村長が管理することが適当であると認め、知事と協議して定めた区域は、次のとおりとする。

なお、関係図面は、沖縄県農林水産部漁港漁場課及び沖縄県北部農林水産振興センターにおいて縦覧に供する。

平成26年3月18日

沖縄県知事 仲井眞弘多

海岸の名称			指定区域
沿岸名	海岸名	地区海岸名	
琉球諸島沿岸	伊是名漁港海岸	伊是名漁港海岸	平成26年沖縄県告示第159号で指定した海岸保全区域のうち伊是名挙行区域に接する地区

沖縄県告示第162号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成26年3月18日

沖縄県文化観光スポーツ部長 湧川盛順

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者
文化の杜共同企業体
代表者 那覇市久茂地2丁目2番2号 株式会社沖縄文化の杜
那覇市久茂地2丁目2番2号 株式会社沖縄タイムス社
浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業
- 3 観覧料を承認した期間 平成26年4月4日から同年5月6日まで
- 4 観覧料の額
企画展の名称 木下晋展 生命の旅路

区分	観覧料の額（1人につき）		
	個人の場合	団体の場合	
美術館施設	一般	800円	640円
	大学生及び高校生	500円	400円
	中学生及び小学生	300円	240円

- 備考
- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
 - 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
 - 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
 - 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第163号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成17年沖縄県告示第440号で認可した石垣都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年 3月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 石垣市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 石垣都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・18号
- 3 事業施行期間 平成17年 6月28日から平成29年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

議 会 事 項

沖縄県議会訓令第1号

沖縄県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3月18日

沖縄県議会議長 喜 納 昌 春

沖縄県議会事務局規程の一部を改正する訓令

沖縄県議会事務局規程（昭和47年沖縄県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「委員会班 議会史編さん班」を「委員会班」に改める。

第3条第3項中第24号及び第25号を削り、同項第26号中「、図書室及び議会史編さん業務」を「及び図書室」に改め、同号を同項第24号とする。

附 則

この訓令は、平成26年 4月 1日から施行する。

沖縄県議会訓令第2号

沖縄県議会史編さん嘱託員設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成26年 3月18日

沖縄県議会議長 喜 納 昌 春

沖縄県議会史編さん嘱託員設置規程を廃止する訓令

沖縄県議会史編さん嘱託員設置規程（昭和55年沖縄県議会訓令第1号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成26年 4月 1日から施行する。

沖縄県議会訓令第3号

沖縄県議会史編さん委員会規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成26年 3月18日

沖縄県議会議長 喜 納 昌 春

沖縄県議会史編さん委員会規程を廃止する訓令

沖縄県議会史編さん委員会規程（昭和57年沖縄県議会訓令第1号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成26年 4月 1日から施行する。

沖縄県議会訓令第4号

議会庁舎庁務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月18日

沖縄県議会議長 喜 納 昌 春

議会庁舎庁務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

議会庁舎庁務嘱託員設置規程（平成4年沖縄県議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「総務課長」を「事務局長」に改める。

第4条の見出し中「委嘱」の次に「及び委嘱期間」を加え、同条第2項中「1年以内とする」を「1年以内とし、2回に限り更新することができる」に改め、同条第3項を削る。

第6条第1項中「議会庁舎1階総合受付」を「総務課」に改め、同条第2項中「総務課長」を「事務局長」に改める。

第8条を第9条とする。

第7条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前条の規定に違反したとき。

第7条に次の1号を加え、同条を第8条とする。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

第6条の次に次の1条を加える。

(服務)

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県議会訓令第5号

沖縄県議会図書室業務嘱託員設置規程及び議会運営業務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月18日

沖縄県議会議長 喜 納 昌 春

沖縄県議会図書室業務嘱託員設置規程及び議会運営業務嘱託員設置規程の一部を改正する訓令

(沖縄県議会図書室業務嘱託員設置規程の一部改正)

第1条 沖縄県議会図書室業務嘱託員設置規程（平成5年沖縄県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（委嘱及び委嘱期間）」に改め、同条第2項中「1年以内とする」を「1年以内とし、2回に限り更新することができる」に改め、同条第3項を削る。

第8条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前条の規定に違反したとき。

第8条に次の1号を加える。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(議会運営業務嘱託員設置規程の一部改正)

第2条 議会運営業務嘱託員設置規程（平成6年沖縄県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（委嘱及び委嘱期間）」に改め、同条第2項中「1年以内とする」を「1年以内とし、2回に限り更新することができる」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、議長が2回を超えて更新する必要があると認める場合には、この限りでない。

第4条第3項を削る。

第8条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前条の規定に違反したとき。

第8条に次の1号を加える。

(5) 委嘱の必要がなくなったとき。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 事 項

沖縄県教育委員会告示第5号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第3項の規定により、次のとおり連携科目等を追加指定した。

平成26年3月18日

沖縄県教育委員会

委員長 宮 城 奈 々

- 1 追加指定された指定技能教育施設の名称及び所在地 専修学校インターナショナルデザインアカデミー
那覇市泉崎1丁目13番3号
- 2 追加指定した連携科目等

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
文書デザイン	電子商取引
マーケティング	マーケティング

- 3 指定年月日 平成26年2月27日

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---